

○財務省告示第二百十三号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第一項に規定する冷凍牛肉について、平成二十九年度の初日から平成二十九年六月三十日までの輸入数量及び協定対象外輸入数量が、同項第一号に規定する第一号に係る輸入基準数量及び第一号に係る協定対象外輸入基準数量をそれぞれ超えることとなつたので、同条第三項の規定に基づき、同条第一項第一号に規定する第一号に係る発動日を次のように告示する。

平成二十九年七月三十一日

財務大臣 麻生 太郎

平成二十九年八月一日